

河川愛護の提唱





目次

- (一) 河川愛護とは何か……………一
- (二) 河川愛護は何故必要か……………二
- (三) 河川愛護の實踐方法……………六
  - (イ) 禁止事項の嚴守……………七
  - (ロ) 清掃・手直しの勵行……………一〇
  - (ハ) 水防組織の強化、器材の整備、水防訓練の勵行……………三
  - (ニ) 範とすべき昔の愛護作業……………六

## 河川愛護の提唱

### (一) 河川愛護とは何か

川は人類の父であり母であります。吾々は此の慈愛深い父母より限りなき恩愛を蒙つて居りますが、又時には嚴しい訓戒を受ける事もあります。吾々は河川の高恩に報ゆるため、感謝の眞心を以て數々の美德を積み重ねなければならないのであります。

河川愛護と言ふことは、人々の心の中から愛の眞心を喚び起し、自ら進んで河川を美化し、堤防や河岸の清掃或は手直し等の徳行を行ひ、以て河川を本然の姿に立ち還らせる心掛けであります。

河川愛護が何故必要であるかと言ひますに、河川が荒廢すれば凡ゆる水利が失はれ、獨り水害のみが増大するからであります。水害の悲惨な事、其の損害の莫大なことは想像も及ばないのであります。凡そ道義高い國民精神は、麗はしい山川の感化であると言ふ點に想ひを致しますれば、敢て強ひられずとも愛護精神が迸り出るものと信ずるのであります。

此の運動は従來内務省、地方廳、河川協會、市町村、各組合等の力で普及徹底を圖つて居るのであります。何分にも精神運動、國民運動でありますため、未だ充分に成果を擧ぐるに至らないのであります。殊に終戦後、激變した世相も反映して道義著しく頹廢し、堤防に

は防空壕の残骸を止むるのみか隨所無制限に耕作され、河床は塵埃・汚物の棄場となり、護岸の木材は燃料として抜き取らるといふ慘狀を呈して居ります。斯くも平常河川を虐待し乍ら、一朝水害に遭ひますると、今更の如く河川の暴威を恨むものでありまして、是れ恰も愛さなかつた吾が子の不良化を責むるやうなものであります。

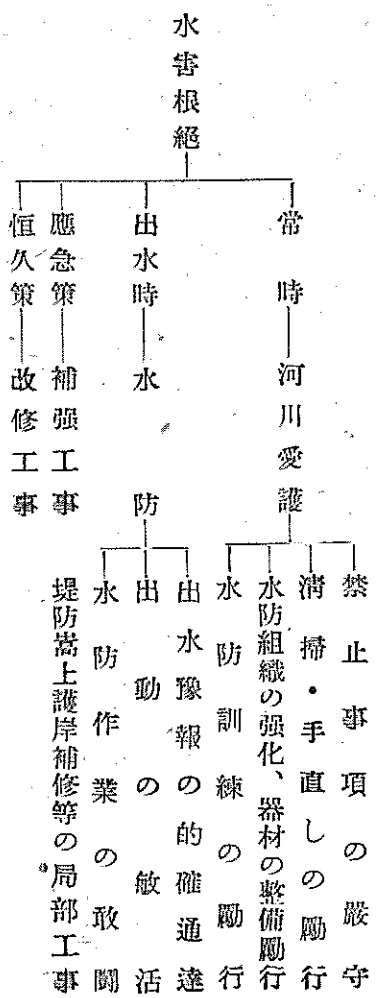
斯様な現狀でありますから「河川愛護」は今後も大に啓蒙運動を續けなければなりません。其の成果の顯はるるか否かは、一に國民の道徳心に懸つて居るのであります。須らく道義高い國際人たらんが爲めには、先づ愛護精神の振起こそ缺くことのできない要素であると信ずるのであります。

### (二) 河川愛護は何故必要か

川が荒れますると、平水が枯渇して電氣が発生しません、灌漑用水も引き入れられません。勿論船が通らなくなりすし、川魚が棲めなくなりす。そして洪水のみが愈々高くなつて大水害を起し、貴い人命を奪ひ、家財を押し流し、農作物を腐らせます。燈火は勿論、飲み水もなく、流行病の蔓延に戦き乍ら、數日或は數十日を送るのであります。燈火は勿論、飲み水もなく、流行病の蔓延に戦き乍ら、數日或は數十日を送るのであります。夫れ故河川は決して荒れさせてはなりません、恰も自分の身体のように常々心して清潔にし、若し傷いた所があれば輕傷の内に治療し、そして何時も何時も、健やかに弛まず働かず働き得らるる河川とせねばな

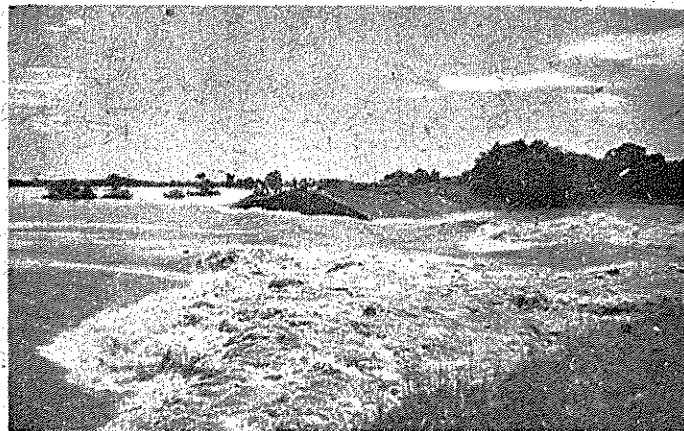
らないのであります。

水害亡國など言はれて居りますが、一体我國の水害は宿命的のものでせうか。否々決してそうではなく、必ず人智で防ぎ得るものであります。即ち常時の河川愛護と出水時の水防と應急策としての補強工事と恒久策としての改修工事、此の四つの方法で根絶し得るのであります。



右の内、恒久策としての改修工事は、之を速かに完成せしめ得るよう、何人も希望してやまない所でありすが、何分にも工事の規模が大きいのと、現在のような國家の財政狀態では、完成迄に相當の年月を要するのでありますから、どうしても其間の、現狀維持を以て最





破 堤 の 惨 状

起したのであります。この原因は強度の大きな降雨によつて水位が異常に高まつたことが最も大きな原因であります。その他に戦時中河川の手入が充分行き届かなかつたことなども矢張り原因の一つと考へられるのであります。此の水害は死者一千名、浸水家屋二十七萬戸、氾濫面積十六萬町歩、河川や道路橋梁等の土木關係の復舊費丈で約百億圓に上つて居るのでありますから、其の總額は實に莫大な額に達するのであります。若し不幸にして今後も斯様な惨害を繰り返しますならば諸産業は壊滅して國家の再建は覺束ないと憂慮するものであります。

次に水利の面を述べて見ませう。最近惱みの種である休電停電或は蠟燭送電は如何なる原因でありませうか、其の重なる原因としては河川の荒廢と大洪水のために水の取入れが困難となり、又發電諸設備全般の損傷によつて全能力三百萬キロワ



東 京 淺 草 の 浸 水  
(明治四十四年三月の水害)

小限の費用で水害の防止と河水の高度利用とを圖らねばならないのであります。即ち前に掲げました水害根絶の四方法の内、應急と恒久との對策は當局に其の實現を要望するものであります。河川愛護と水防とは是非共地元にて之を行はねばなりません。特に河川愛護は國民としての心構へであり、常々嚴守勵行を必要としますので茲に高唱しやうとする次第であります。

今少しく水害と水利の二・三に付て申し述べて見ませう。

昨年九月中旬所謂カスリン颶風が襲來したため、關東と東北地方とに強度の大きな雨を降らし、水位が急激に上昇して隨所に破堤、溢水の箇所を生じ、關東地方の如きは明治四十三年以來の大水害を

ツトを發揮する事が出来ない爲でありますから、一日も速かに之が恢復を圖り、更に進んで未開發三百萬キロワットを開發して國力の一大飛躍を圖らねばならないのであります。

灌漑用水も河道の變化と、大洪水のため取水施設等が破損し、引き入れ困難となつて居ります。現在河水で灌漑して居る水田は全體の約六割ですが、夫れも用水不足の所が多く、本年夏期の如き旱天には其の害を蒙つた地域が頗る廣かつたのであります。

水運も亦實に悲しむべき衰退振りを示して居ります。曾て般賑振りを誇つた利根川、淀川、信濃川等の水運も今僅に航路の一部に船影を認むるに過ぎない現状であります。燃料が極度に拂底しつつある今日、而も水運の特長である大容積・大重量貨物の輸送が出来ないといふことは何としても國家の一大損失であると考へられます。

終りに尙一つ附記したい事は水産物であります。海洋漁撈が不振の今日、營養源の補給としての川魚が、如何に重要な役割を果して居るかといふことであります。即ち最近の年産額は淀川水系の二百萬貫を最高位として全國河川で九百萬貫、其の内鮎と鮭とが各々百萬貫、鰻が七十五萬貫、鯉が四十萬貫であります。水産當局はこれが増産計畫を立てて居りますが、其成果は河川愛護心の發揚に期して俟つべきものがあると信ずるのであります。

### (三) 河川愛護の實踐方法

實踐方法として今迄各府縣或は團體が行ひました事は

- (イ) 小冊子の頒布、ポスター、標語の掲載
- (ロ) 講演會、展覽會、映画會、紙芝居の開催
- (ハ) ポスター、標語、綴方の懸賞募集
- (ニ) 愛護作業の施行、水防訓練の勵行
- (ホ) 功勞者表彰

等によつて専ら愛護精神の作興を圖つたのであります。其の結果各地に愛護團、愛護會等の奉仕團體が生れたのであります。其の内には青年團員や小學校兒童迄が團結し、休日を利用して清掃作業や手直しを行ひ、或は水防訓練を勵行する等數々の徳行となつて現はれて居ります。此等多數の團體は其功績洵に顯著で模範とするに足るものがありますので、度々功勞者として表彰されて居ります。

さて今回吾々の提唱する河川愛護の實踐方法としましては、次の三項目が嚴守・勵行されますれば誠に本懐とする所であります。

- (イ) 禁止事項の嚴守
- (ロ) 清掃・手直しの勵行
- (ハ) 水防組織の強化、器材の整備及水防訓練の勵行

### (イ) 禁止事項の嚴守



小學生の玉石拾ひ作業

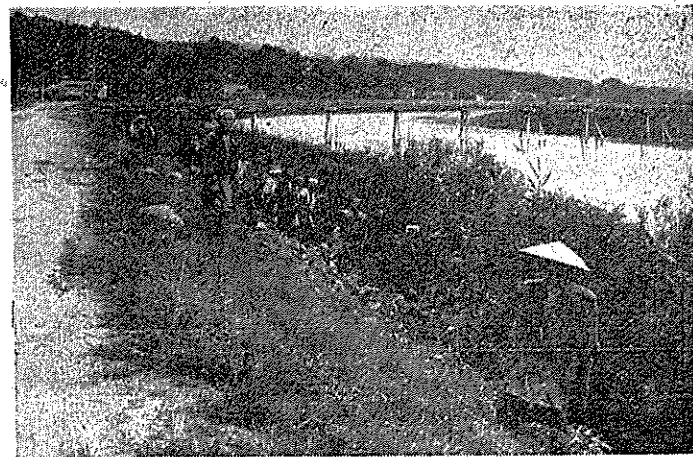
ある河川は清潔にしなければなりません。塵埃・汚物等を投棄するような事がありましては、不潔丈ではなく病菌をまき散らす虞れがあります。又僅か計りと思つて土石を棄てますと、遂には積り積つて水の流れを妨げ、此の部の洪水位が豫想外に高まる原因となります。

○土石の亂掘禁止

川の中には土砂や石礫が無盡蔵にあるように見えましても、之を探つて良い部分と悪い部分とがあります。良い所は水の流れをよく致しますが、悪い所では反対に落筋が變化して、堤防や河岸に強く水當りするような結果を招きます。夫れ故土石を採掘する場合は關係官廳の許可を受け指定の場所より採取しなければなりません。

○工作物等の保護

堤防や護岸・水制等はこれを河川の工作物と呼んで居りますが、各々大切な役目を持つて居りま



雑草・雑木の刈取作業

○堤防・河岸及其附近十米の耕作禁止

戦時中、増産の一助として相當制限の下に堤防上の耕作を認められたのでありますが、耕作者は次第に其の制限を越え、折角固まつた堤防を切り崩したため、洪水の際破堤・氾濫の原因をなした所が多く非難の的となつたのであります。今回當局から之を嚴禁する命令が出たのでありますから堤防が重要な使命を帯びて居る點に想ひを致し、堅く遵守されたいのであります。

○堤防上の放牧と諸車の通行禁止

堤防に牛馬を放牧しますと、法面を踏み踏つて折角根付いた芝も剝がされ法面が崩れます。又牛馬車・手車が路面でない堤防の天端や小段犬走等を通りますと、轍の跡が深い溝を作り、之に雨水が溜つて堤體を崩す原因となります。

○土石・塵埃・汚物の投棄禁止

河水は飲み水に使つて居りますから、其の源で



す。御承知の如く堤防は洪水の氾濫を防ぐもの、護岸は堤防や河岸の崩壊を防ぎ、水制は水の激突を防ぐと共に水路の深さと幅員とを保たせるものであります。又量水標は常時諸用水の取入れや通船上の目安となり、洪水のときは水防活動に對し唯一の指針となるものであります。斯様に大切な工作物や量水標等に對しては特別の注意を拂つて保護せねばなりません。

(ロ) 清掃・手直しの勵行

○轉石・堆砂等の取除き

轉石や土砂が堆積しますと、水の流れを阻み其の部分の水位が特に上昇し、洪水のとき堤防を越水するような場合がありますから、轉石でも堆砂でも少量の内に取除く事が肝要であります。

○雜木・雜草・菰藻の刈取り

堤防に雜草が生ひ茂りますと、芝の發育を妨げ遂には枯れて法面が崩れて來ます。又河敷に雜木・雜草が繁茂しますと、水の流れが淀み、いきほひ土砂の沈澱を誘ふ事になりますので洪水の疏通を著しく害します。尙緩流の川では、常水路に藻が茂生して流れを防げ且つ通船の障りとなります。夫れ故これ等は毎年二回以上刈り取を勵行せねばなりません。

○塵埃・汚物の取除き

前に禁止事項として塵埃・汚物を投棄せぬよう公德心に訴へたのでありますが、既に河中

に投棄されたものに對しては速かに之を取除き、眞に清淨無垢な河川とせねばなりません。

○堤防の手直し

張芝が剝がされますと法面が崩れますし、轍の跡の深い溝や干割れを其の儘放置しますと遂には大龜裂の原因となります。又鼠や土醜の穴は増水のときこの穴から漏水し易いのでありますから、此等は其の部を深く掘り返して埋め戻し、これをよくつき固めて置くのが安全であります。尙天端に凹凸がありましたら盛土して引き均し、蒲鉾形に仕上げ置くことが肝要であります。

○護岸・水制の手直し

護岸の石張や石垣の石が假令一箇抜け落ちましたも全體に狂ひを及ぼすものでありますから、極く小破の内に差し石することが安全であります。又水制の重りの石や蛇籠の詰め石等が抜け出しますと水制全體が傾き或は流失し易いのであります



雜草木の刈取り及汚掃作業

から、常々注意してこれを補填し、尙水制の木部やポルト等の腐朽も小破の内に手直しすることが肝要であります。

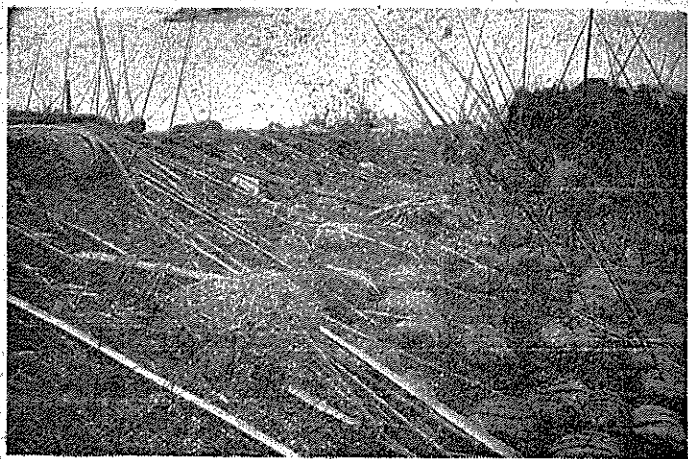
以上述べました通り、禁止事項は公德心によつて直ちに其効果を収めますし、又清掃手直しの作業は何人にも容易に行ひ得るものでありますから、川の沿岸の人々は勿論、他の人々も河川に多大の關心を持つて愛護せらるる様高唱するものであります。若し手直し作業が特に多額の費用と相當技術を要するものでありましたら、速かに之を所轄の官廳に通知するの勞を執つて頂きたいのであります。

(ハ) 水防組織の強化、器材の整備及水防訓練の勵行

水防の萬全を期しますには、先づ平常は其の組織の充實と水防器材の整備とに心掛け、尙作業の訓練を重ねて洪水防禦態勢を整へ、一朝増水るときは、的確な出水豫報を傳達し、之に基いて敏速に水防員の動員を行ひ、以て作業に敢闘し、破堤氾濫の慘害を未然に防止するのであります。此の内組織の強化と器材の整備と水防訓練の勵行とは、常時之を行はねばならないのでありますから、河川愛護の實踐要項と致したのであります。

○ 水防組織の強化

水防に當るのは上は河川管理者である知事であり、知事は之を水害豫防組合又は市町村に命じて行はせて居りますから、結局地元民が之に當らねばならないのであります。其



水防を保つた堤防

の法律上の根據は河川法第二十三條の洪水の危険が切迫したときは、知事又は其の代理者則ち府縣官吏は下級公共團體に命じて土地材料器具及人夫を供せしめ、又は市町村吏員等を指揮して必要な處分を爲さしむることが出来ると言ふ條文と、知事は下級公共團體に命じて豫め洪水防禦の爲め必要な準備を爲さしむる事が出来る、と言ふ條文に基いて居るのであります。

次に消防組が水防に當る理由は、明治二十七年に發布された消防規則の第十七條に「府縣知事は地方の狀況により此の規則の全部若くは一部を準用し水災の警戒防禦の爲め消防組を設け又は消防組をして水災豫防の事務を兼ねしむる事を得」との規定に基いたものであります。

最近警防團が解消して消防團が生れましたが、今迄の消防組と同様水防を兼ね行ふ可きものですから、結局地元としては水害豫防組合と市町村或

は消防團とが水防の任に當つて居るのであります。併し組合でも市町村でも消防團でも各々其の水防に關する組織が強化され、數ヶ町村又は數十ヶ町村一體となつて活躍し得る様強化する事が肝要であります。

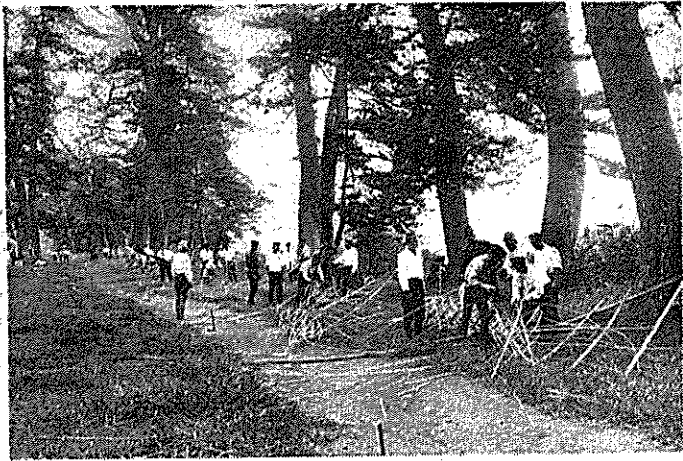
各地方廳は内務省訓令の「水防に關する施設標準並に監督指導方」に基いて洪水防禦準備に關する規程を設けてありまして、洪水の害を受くべき地域の市町村其の他の組合に各々水防員の設置、倉庫、量水標の建設、器具材料の整備を行ふことを命令してあります。

水防員は水防長の下に部長、組頭、小頭、水防手若干名が置かれてありますが、危険の場合に限り水利組合法では總居住者をして水防に従事させる事が出來ます。倉庫は水防用の器材を格納するため堤防又は其の附近に五百間乃至千間毎に建設することになつて居ります。量水標は各團體共其の防禦區域内に一箇所以上を建設する事になつて居ります。

都道府縣の水防組織は、水防委員が置かれてありまして、委員長・副委員長は部長、委員は土木に關係のある官吏・警察部在勤の警察官吏・消防職員・洪水防禦區域の警察署在勤の警察官吏其他が任命され、委員の職務は水防を要する場合、現地に赴いて資材の徵收、水防手の動員、水防技術の指導、報告事務其の他を行ふことになつて居ります。

○器材の整備

水防用の器具材料は土地により多少異つて居りますが、概ね次の通りで、毎年春季所定數量を整へて知事に届け出で、検査を受けることになつて居ります。



蛇籠編み訓練

(材料) 空袋、苴、吹、藁繩、竹、杭木、鐵線

蠟燭、カレバイト、電球、松明

(器具) 鍬、スコップ、鎌、鉈、斧、鋸、掛天

蛸、ベンチ、担棒、沓、自動車、リヤ

カー、荷車、梯子、提灯、アセチレン

燈、携帯電話機

○水防訓練の勵行

水防作業は大體其の土地で求め得らるる材料を用ひ、何人にも容易に行ひ得る簡單な工法であります。が、危急に臨み敏速正確な作業を期するため、常々訓練を重ねなければなりませんので、毎年一回以上之を行ふことになつて居ります。

作業は關係の官吏から指導を受け、其の技術を熟得しますれば、洪水に對して確固たる心構へが出來ますので危機に臨みましても決して周章狼狽するようないであります。

工法に付ては河川協會で建設院監修の必携書を

刊行してありますので訓練すべき種目の大要を申し述べておきます。

堤防天端の龜裂防止——折返し、繋ぎ縫、控取り

川裏の龜裂崩壊防止——五徳縫、杭打積土俵

漏 水——釜 段、月の輪

川表缺け崩れ及漏水口防止——葦張、壘張、木流し、竹流し、築き廻し

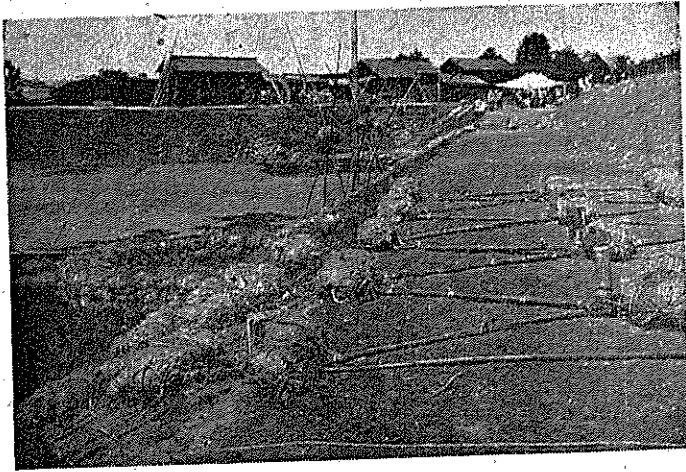
堤脚缺け崩れ防止——牛 杵、蛇 籠

越 水 防 止——積土俵、板 柵

以上の工法を巧に應用することによつて水防の目的を達成し得らるのでありますが、各工法の基本となる「土俵拵」、「蛇籠編」、「杭拵へ」、「竹尖げ」等は多量を必要とするものでありますから、危急に臨み迅速に行ひ得るよう訓練の必須科目とすることが必要であります。訓練は實戦其儘とすべきでありますから、工法の熟得は勿論、秩序正しく命令系統を明にし、御互の連絡をよく採り、水防員の意氣を沮喪させるような言動を慎み、工法の選擇を過らぬようにすることが肝要であります。

### (二) 範とすべき昔の愛護作業

河川愛護の實踐方法に付ては先哲も苦心を重ねた跡が窺はれます。只今では「愛護週間」等と期日を定めますが、昔は神社の例祭日に行ひ、敬神の念と河川愛護精神とを結び付けた



水防訓練(繋ぎ籠及月の輪)

ものが多いのであります。

#### ○釜無川信玄堤の保護

山梨縣釜無川の信玄堤は、武田信玄が始めて之を築造し、甲府盆地西部を開發したのであります。が、常に激流を受けて居りますだけに、此の堤の保護には周到な用意が拂はれて居つたのであります。即ち堤體を固むる爲に姫笹を植ゑたり、護岸水制の堅牢なものを築設した外、堤體踏み固めの方便として祭禮を利用したのであります。四月第二の卯の日を堤端に鎮座する三社明神の例祭日と定め、當日釜無川に向つて「水鎮め」の儀式を行ひ、神輿の行列をして堤防上を通らせ、之に續く群集に踏み固めさせたのであります。この行事は四百年來引き續き行はれ、只今では四月十五日に執り行つて居りますが、甲府盆地切つての盛觀であります。當時の堤防が如何に堅密に固められたかは、現在堤防の核心をなして居る舊堤を發掘し

た際、夫れが誠に驚異に値するものである事を知つたのであります。

### ○酒匂川文命堤の保護

神奈川縣酒匂川の文命堤は、今より二百年前治水の達人田中丘嗣が、徳川幕府の命を受けて築造の指揮に當つたのであります。即ち堤防の上に治水の神禹を祀つた福澤神社を建立し、其の例祭を四月一日と定め、當日村民擧つて參詣させ、祠前に賽物として河原より轉石を運び上げさせたのであります。これは流路整理の目的と、その石を水防用に利用したのであります。併しこの行事が一時廢れましたので二宮尊徳が之を再興させ、今度は玉石を拾ひ上げて蛇籠の詰石として備蓄させたのであります。只今では端午の節句五月五日に例祭を行つて居りまして、遊り出る愛護精神により、よく酒匂の激流を征服して居ります事は範とするに足るものがあります。

### ○鴨川の凌漑

昔から鴨川ほど水害記録の多かつた川は稀でありますし、之に對し防鴨川使等と稱する治水の組織を設けた川は少いのであります。夫れ丈け鴨川の治水は至難とされ、畏くも後白川法皇は一意のままにならざるは鴨川の水と僧兵」と御嘆じになつた位であります。

鴨川河床の沈澱土砂は實に多量であつたようでありまして、屢々凌漑しましたが、安政三年徳川幕府は京都市民に命じて大々に施行する事になつたのであります。ところが常々鴨

川の水害に惱まされて居つた市民は、この時と計りに振ひ起ち、盛り上る愛護精神を以て短日の内に之を果したのであります。各町々思ひ思ひの目印に旗幟を立てた車をひき出し、河原より掘り取つた砂を之に積み込み、遠近を問はず低地を選んで埋立て、五月十六日より數日間に完了させたのであります。其の盛況振りは當時錦繪が刊行され、其の德行を讃へたのであります。實に祇園祭を凌ぐ熱狂振りであつたこと、察するのであります。

(口繪參照)

## 結 び

以上は河川愛護の必要と實踐方法とを述べたのであります。繰り返して申しますと、吾々の提唱する所は、國民の心の内より愛の眞心を喚び起し、自ら進んで河川を美化し、堤防河岸等の清掃・手直しを行ひ、以て河川をして本然の姿に立ち還らせる精神を高揚したいのであります。其の必要とする所は、若し河川にして荒廢するようなことがありましては、河水の利用が出来なくなるばかりでなく、水害が激甚となり、遂には國土を荒廢に導くものがありますから、水害は是非根絶せねばなりません。其の根絶方法としては、常時の河川愛護、出水時の水防作業、應急策としての補強工事、恒久策たる改修工事の施行によつて目的を達成し得るのであります。其の内極めて肝要なのは常時の河川愛護でありまして、實に地元の人々として大なる責務であり、又大なる名譽でもあります。



河川愛護の實踐方法としましては、色々な手段で愛護精神を高揚させ、以て禁止事項の遵守、清掃・手直しの勵行、水防組織の強化、器材の整備、訓練の勵行を確固たらしめたいのであります。

吾々は河川の恩恵に酬ゆるため、眞心を以て徳行を積むことを誓ひ合おうではありませんか。

昭和二十三年一月

河川協會編

東京都千代田區霞ヶ關一ノ二 建設院内

東京都文京區眞砂町一五

印刷所 文化堂印刷所